

1 総則

(1) 目的

本委託は、令和8年度内に策定予定の次期水道経営戦略案の整理及びその中核となる投資と財源計画並びに令和9年度から令和12年度の次期水道料金改定の必要性を判断するための調査・分析及び比較検討資料の作成を委託するものである。

(2) 適用範囲

業務は本仕様書に従い施行しなければならない。

(3) 費用の負担

業務の実施等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(4) 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令などを遵守しなければならない。

(5) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(6) 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(7) 公益確保の義務

受託者は、業務を行うにあたっては公益の安全、環境その他公益を害することのないように努めなければならない。

(8) 提出書類

ア 受託者は、本業務の実施にあたり業務分担表及び各業務の詳細な業務計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。なお、承認された内容に変更が生じた場合は、速やかに委託者と協議しなければならない。

イ 受託者は、委託者との会議・打合せの際には、議事録を作成し、遅延なく委託者に提出するものとする。

(9) 業務の再委託

ア 受託者は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分を第三者に再委託してはならない。

イ この業務における「主たる部分」とは、本委託における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

ウ 受託者は、印刷、製本、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらない簡易な業務の再委託に当たっては、委託者の承認を必要としな

い。

エ 受託者は、イ及びウに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承認を得なければならない。

オ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

(10) 従事者

ア 受託者は、業務担当責任者及び主任担当者をもって秩序正しく誠意をもって業務を行なわなければならない。

イ 業務担当責任者及び主任担当者は、以下の業務実績を有すること。

(ア) 水道料金又は下水道使用料の改定支援に関する業務

(イ) 水道事業若しくは下水道事業経営戦略の策定又は改定支援に関する業務

(11) 成果品の審査

ア 受託者は、業務完了後に委託者の成果品検査を受けなければならない。

イ 委託者の検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

ウ 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行なわなければならない。

(12) 引渡し

成果品の審査合格後、本仕様書に指示された提出図書一式を納品し、委託者検査員の検査をもって業務の完了とする。

(13) 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞無く報告しなければならない。

(14) 資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

(15) 参考文献などの明記

業務に文献その他の資料を引用する場合は、その文献名、資料名を明記するものとする。

(16) 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は受託者の申請による。

(17) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の協議によるものとする。

2 委託内容

(1) 対象業務

- ア 次期経営戦略（令和9～18年度）改定案の整理
- イ 将来の投資及び財源計画案（令和9～18年度）の整理
- ウ 料金改定の必要性検討
- エ 審議会の運営支援及び経営戦略改定

(2) 委託期間

契約日の翌日から令和9年3月31日

(3) 業務の詳細

ア 作業日程

財政収支シミュレーションの実施及び料金水準・料金体系案の検討

＜令和7年度＞

6月～ 7月：次期経営戦略策案の整理

8月～10月：将来の投資及び財源計画案の整理

11月～12月：料金改定（案）の作成

審議会運営支援及び経営戦略改定

＜令和7年度＞

1月～3月：審議会資料素案作成

3月：中間報告書の作成、納品

＜令和8年度＞

4月～ 9月：現行の経営計画との実績対比、将来計画（投資計画・財政収支シミュレーション）の修正

4月～ 1月：経営戦略改定案の策定・協議

6月～ 3月：上下水道事業審議会の開催（5回程度）、資料の作成支援

9月～10月：答申書の作成

2月～ 3月：経営戦略改定に係る資料の作成支援、経営戦略改定冊子の作成、納品

3月：報告書の作成

イ 作業内容

（ア）次期経営戦略（令和9～18年度）案の整理

国が示す水道経営戦略方針に準拠し、次の項目を整理すること

- ・本市の経営上の課題
- ・本市の経営の方向性
- ・投資及び財源計画
- ・国・県等の動向
- ・DX・GX等の取組など
- ・そのほか経営（改善）に関すること

（イ）将来の投資及び財源計画案（令和9～18年度）の整理

本市の水道事業を網羅的に整理し、それに見合った最適な財源のあり方（料金（新規給水負担金）・国県補助金・繰入）とバランスの取れた投資・財源計画を整理すること。

（ウ）料金改定の必要性検討

これまでの審議会及び答申の動向、既存の経営計画の評価、水需要の見通し、本市の新たな経営上の課題、また、全国における料金制度のトレンド等を把握したうえで、（イ）の投資と財源のバランスを満たす、新料金体系案を考察し、複数の最適解を示すこと。

（エ）審議会の運営支援

前年度までに調査、分析を行った（ア）から（ウ）の事項について、審議会での議論の状況を踏まえながら、本市と協議の上、必要に応じて新たな分析を加え検証及び修正を行い、審議会資料（案）及び答申書（案）の作成・支援を行う。

（オ）経営戦略の改定

（ア）から（エ）の内容を踏まえ、経営戦略改定に係る審議会資料（案）の作成・支援を行い、審議会での議論を踏まえた以下の成果物を納品する。

- ・経営戦略冊子 20部（A4版、縦）
- ・経営戦略概要版 50部（A4版 約4ページ、縦）カラー刷り
- ・経営戦略冊子、経営戦略概要版 電子データ
- ・なおファイル形式は、委託者が編集可能となるよう委託者と協議すること。
- ・原稿の印刷については、印刷前に委託者と協議し、承認の後、印刷にかかること。

（４）準拠法令・計画等

本業務において、下記にあげる法令、図書及び総務省通知に準拠して行なうものとする。これら以外に準拠する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。また、法令の改正及び図書の改訂、新たな通知がなされた場合は準拠すること。

ア 法令

- （ア）水道法（施行令、施行規則）
- （イ）地方公営企業法（施行令、施行規則）
- （ウ）減価償却資産の耐用年数などに関する省令
- （エ）豊田市例規

イ 図書

- （ア）水道料金算定要領（社団法人日本水道協会）
- （イ）経営情報公開のガイドライン（社団法人日本水道協会）
- （ウ）公営企業の経理の手引（地方公営企業制度研究会編）

ウ 総務省通知

- （ア）「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成26年8月29日付
- （イ）「「経営戦略」の策定推進について」平成28年1月経営戦略ガイドライン及び平成29年3月経営戦略ガイドライン改訂版を含む
- （ウ）「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究報告書」平成27年3月

- (エ) 「「経営戦略」の改定推進について」令和4年1月25日付（令和4年1月改定経営戦略策定・改定マニュアルを含む）

エ 計画

- (ア) 「新・豊田市水道ビジョン（改訂版）」令和4年3月
- (イ) 「豊田市水道事業基本計画（改訂版）」令和5年12月
- (ウ) 「豊田市新水道耐震化プラン」（令和2年4月）
- (エ) 「豊田市水道ストックマネジメント計画」（令和2年4月）

(5) 打合せ等

業務遂行にあたり月毎の目標設定を予め行い、当該目標の進捗や懸念事項について、毎月、対面で打合せを行う。

3 その他

(1) 著作権等の帰属

報告書等の版権及び著作権は豊田市上下水道局に帰属するものとする。

(2) プロポーザルにおける提案内容の遂行

水道事業経営計画策定及び経営戦略改定支援委託プロポーザルにおける提案書の内容については、全て履行すること。またヒアリング時の質疑応答の内容を遵守すること。なお、提案書における提案内容の実施方法等については、市と協議、調整を行うこと。

4 支払方法

(1) 契約金額の支払い

令和8年3月末日及び業務完了時を支払整理日として2回の分割払いとする。

(2) 各年度の支払額

令和8年3月末日の支払額は、受託者から提出された業務履行状況に基づき、委託者が出来高として認めた額を支払額とする。ただし、令和8年3月末の支払額は、「支払に関する特記事項」に定めた支払限度額を上限とする。業務完了時の支払額は、契約金額から既支払額を差し引いた額とする。